

## 7 瀬戸内海環境保全対策

### (3) 特定施設の設置等の許可

瀬戸内海関係 13 府県においては「瀬戸内海環境保全特別措置法」第 5 条及び第 8 条の規定に基づき特定施設の設置等について許可制が採られており、表 7-3 にあるように令和 2 年度は設置の許可 211 件、変更の許可 356 件が行われた。特定事業場の府県・政令市別規模別内訳を表 7-4 に、排出水量の規模別内訳を表 7-5 に示す。

表 7-3 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可・措置命令等件数

(令和2年度)

府県 政令市	第 5 条 第 1 項 の許可	第 8 条 第 1 項 の許可	第11条の措置命令			第 7 条 第 2 項 の届出	第 8 条 第 4 項 の届出	第 9 条 の届出	第10条 第 3 項 の届出
			第 5 条 に係る もの	第 8 条 に係る もの	計				
京都府	4	5						19	
大阪府	13	26						37	1
兵庫県	12	24					13	76	3
奈良県	2	2						6	1
和歌山県	5	5						15	
岡山県	9	10					1	30	6
広島県	3	19					2	37	
山口県	21	46						62	1
徳島県	18	23						44	2
香川県	9	21					6	29	4
愛媛県	17	31						50	6
福岡県	3	5						5	1
大分県	15	9						18	
府県計	131	226					22	428	25
京都市								3	
大阪市	4	2						8	
堺市	7	9						11	1
豊中市									
高槻市	2	3						6	
枚方市	4	5						5	
八尾市								1	
東大阪市									
神戸市	5	9							
姫路市	3	4						12	2
尼崎市	3	2					1	13	
明石市	2	1					1	4	
西宮市									
奈良市	1							2	
和歌山市	3	6							
岡山市	2	10					3	16	2
倉敷市	9	17						33	
広島市	3	4						4	
呉市		1						2	1
福山市	3	8						3	1
下関市	6	12						12	
徳島市	4	5					1	7	
高松市	1	4						11	2
松山市	2	6					1	9	1
北九州市	5	13						28	2
大分市	11	9					3	26	
政令市計	80	130					10	216	12
合計	211	356					32	644	37

- 注) 1. 第 5 条の許可とは、「特定施設の設置」の許可である。  
 2. 第 8 条の許可とは、「特定施設の構造等の変更」の許可である。  
 3. 第 7 条第 2 項の届出とは、「特定施設に係る経過措置」の届出である。  
 4. 第 8 条第 4 項の届出とは、「軽微な変更」の届出である。  
 5. 第 9 条の届出とは、「氏名等の変更」の届出である。  
 6. 第 10 条第 3 項の届出とは、「承継」の届出である。

出典：「令和 2 年度 水質汚濁防止法等の施行状況」（環境省、令和 4 年 3 月）